

## 垂井特産品認証要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、垂井町で生産された優れた産品を垂井ブランドとして認証するための制度を設けることにより、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の推進及び垂井町のイメージの向上を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 産品 垂井町内の事業所（個人事業主も含む。）が製造する食品若しくは工芸品又は生産する農畜産物（別表）をいう。

(2) 認証品 町長が垂井ブランドとして認めた産品のことをいう。

### (垂井ブランドの認証)

第3条 産品に垂井ブランドを使用しようとする者は、町長の認証を受けなければならない。

### (認証委員会の設置)

第4条 産品の認証について審査を行うため、垂井特産品認証委員会（以下「認証委員会」という。）を設置する。

2 認証委員会の設置及び運営については、別に定める。

### (認証の申請)

第5条 垂井ブランドの認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、垂井ブランド認証（更新）申請書（別記様式第1号）に垂井ブランド認証申請調書（別記様式第2号）その他当該申請書に定める資料を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請があった場合は、認証委員会の審査に付さなければならない。

### (認証の基準)

第6条 町長は、垂井特産品認証委員会が次に掲げる基準をもとに審査した結果を受けて、適合しているときは認証しなければならない。

(1) 垂井らしさに関する基準

ア 垂井町で生産又は製造された産品であるかに関すること。

イ 歴史、経緯等の地域に根ざした物語性又は話題性があるかに関すること。

ウ 生産又は製造技術、原材料、利用材料等において、垂井町へのこだわりが認められるかに関すること。

(2) 品質及び安心・安全に関する基準

ア 生産又は製造から販売まで一定の基準を定めているかに関すること。

イ 材料等の使用状況について、明確な記録を行っている産品であるかに関すること。

(3) 優位性及び独自性に関する基準 規格、形状、賞味、利便性等の商品特性に優位性又は独自性があるかに関すること。

(4) 市場性及び認知性に関する基準

ア 消費者及び取引先に対して積極的に広報宣伝活動を行っているかに関すること。

イ 過去に受賞歴又は表彰歴があるかに関すること。

ウ 販売実績が明確であるかに関すること。

(5) その他の基準

ア 産品を通じた事業展開において垂井町のイメージアップにつながる計画、取組又は企画の提案等があるかに関すること。

イ ブランド化への意欲があり、垂井ブランドの普及、認知度向上又は他の事業者等への波及効果が期待できるかに関すること。

(認証の審査及び決定)

第7条 認証委員会は、第5条の申請による産品を前条の基準に基づき、審査しなければならない。

2 認証委員会は、申請者に審査等に必要な産品の提供を求めることができる。ただし、原則として提供された産品は、返却しない。

3 町長は、認証の決定をしたときは認証を受けた者（以下「受証者」という。）に、垂井ブランド認証書（別紙様式第3号。以下「認証書」という。）を交付するとともに、受証者及び認証品についての情報を公表するも

のとする。

(認証書記載事項の変更届出)

第8条 受証者は、交付された認証書の住所、代表者名等を変更したときは、速やかに垂井ブランド認証書記載事項変更届出書（別記様式第4号）に当該認証書を添付して、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出書を受理したときは認証書を交付するものとする。

(認証の取消し)

第9条 町長は、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取消すことができる。

(1) 認証品が認証基準に適合しなくなったと認められるとき。

(2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(3) 認証品の生産、製造又は販売を中止又は廃止したとき。

(認証の有効期間)

第10条 第7条第3項に規定する認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認証の更新)

第11条 前条の認証の有効期間の満了後引き続き当該認証を受けようとする者は、認証期間満了の1月前までに、垂井ブランド認証（更新）申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 更新の有効期間は、認証の満了する日の翌日から3年とする。

(垂井ブランド認証マークの表示)

第12条 受証者は、認証品の容器包装、啓発用品等に、認証品であることを示す垂井ブランド認証マーク（別記様式第5号）を表示することができる。

2 前項の認証マークのシール貼付又は印刷表示に要する費用は、受証者の負担とする。

(受証者の遵守及び責務)

第13条 受証者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項を特に留意しなければならない。

(1) 受証者は、町、観光協会等が行う共同販売等の販売促進事業の取組に参加できるものとする。

(2) 第1条の目的を達成するために、認証品の生産、製造、販売等を通じて、当該認証品の情報発信を積極的に行い、垂井ブランドの広告宣伝活動及び垂井町に対するイメージの向上に努めなければならない。

(3) 認証品の計画的な生産及び製造、適正な保管並びに流通体制の整備に努めなければならない。

2 認証品の品質、流通、販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに町長に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。